附則第五条の四	第五条の二までの規定並びに健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第百十六号。以下この条において「改正令」という。）附則第六条第四項の規定	
	第百五十三条第一項、附則第五条の二の規定により読み替えて適用される	第百五十三条第一項、改正令附則第六条第四項の規定により読み替えて適用される附則第五条の二の規定により読み替えられた
	附則第四条の四の規定により読み替えて適用される	改正令附則第六条第四項の規定により読み替えて適用される附則第四条の四の規定により読み替えられた

附則第六条に次の二項を加える。

5　平成二十八年度において、健康保険法附則第四条の四の規定により読み替えられた、同法附則第四条の三の規定により読み替えられた同法第七条の二第三項、第百五十一条、第百五十五条第一項、第百六十条第三項第二号及び第十四項並びに附則第二条第一項の規定、同法附則第五条の三の規定により読み替えられた、同法附則第四条の四の規定により読み替えられた、同法附則第五条の規定により読み替えられた同法第百五十三条第二項の規定により読み替えられた、同法附則第五条の規定により読み替えられた同法第百五十四条第二項の規定、同法附則第四条の四の規定により読み替えられた同法第百五十五条第一項及び第百七十六条の規定並びに同法附則第五条の五の規定を適用する場合においては、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第七条の二第三項	及び国民健康保険法	、健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十八条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第七条の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号。第百五十三条第二項において「平成二十年四月改正前老健法」という。）の規定による拠出金（以下「老人保健拠出金」という。）及び国民健康保険法
第百五十一条	第百七十三条	老人保健拠出金、第百七十三条
第百五十三条第二項	病床転換支援金（日雇特例被保険者に係るものを除く。）	病床転換支援金（日雇特例被保険者に係るものを除く。）、平成二十年四月改正前老健法の規定による医療費拠出金（次条第二項において「老人保健医療費拠出金」という。）
第百五十四条第二項	及び同法附則第七条第一項に規定する病床転換支援金	、同法附則第七条第一項に規定する病床転換支援金及び老人保健医療費拠出金
第百五十五条第一項	及び	、老人保健拠出金及び
第百六十条第三項第二号	病床転換支援金等	病床転換支援金等、老人保健拠出金
第百六十条第十四項	及び病床転換支援金等	、病床転換支援金等の額及び老人保健拠出金
第百七十三条第一項及び第百七十六条	及び病床転換支援金等	、病床転換支援金等及び老人保健拠出金

附則第二条第一項	病床転換支援金等	病床転換支援金等、老人保健拠出金
附則第五条の五	及び第五条の三の規定にかかわらず	及び第五条の三の規定並びに健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第百十六号。以下この条において「改正令」という。）附則第六条第五項の規定にかかわらず
	第百五十三条第一項、附則第五条の三の規定により読み替えて適用される	第百五十三条第一項、改正令附則第六条第五項の規定により読み替えて適用される附則第五条の三の規定により読み替えられた
	附則第四条の四の規定により読み替えて適用される	改正令附則第六条第五項の規定により読み替えて適用される附則第四条の四の規定により読み替えられた

6　平成二十九年度において、健康保険法附則第四条の四の規定により読み替えられた、同法附則第四条の三の規定により読み替えられた同法第七条の二第三項、第百五十一条、第百五十五条第一項、第百六十条第三項第二号及び第十四項並びに附則第二条第一項の規定、同法附則第四条の四の規定により読み替えられた、同法附則第五条の規定により読み替えられた同法第百五十三条第二項及び第百五十四条第二項の規定、同法附則第四条の四の規定により読み替えられた同法第百七十三条第一項及び第百七十六条の規定並びに同法附則第五条の六の規定を適用する場合においては、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第七条の二第三項	及び国民健康保険法	、健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十八条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第七条の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号。第百五十三条第二項において「平成二十年四月改正前老健法」という。）の規定による拠出金（以下「老人保健拠出金」という。）及び国民健康保険法
第百五十一条	第百七十三条	老人保健拠出金、第百七十三条
第百五十三条第二項	及び同法附則第七条第一項に規定する病床転換支援金（日雇特例被保険者に係るものを除く。）	、同法附則第七条第一項に規定する病床転換支援金（日雇特例被保険者に係るものを除く。）及び平成二十年四月改正前老健法の規定による医療費拠出金（次条第二項において「老人保健医療費拠出金」という。）
第百五十四条第二項	及び同法附則第七条第一項に規定する病床転換支援金	、同法附則第七条第一項に規定する病床転換支援金及び老人保健医療費拠出金
第百五十五条第一項	及び	、老人保健拠出金及び
第百六十条第三項第二号	病床転換支援金等	病床転換支援金等、老人保健拠出金
第百七十三条第一項及び第百七十六条	及び病床転換支援金等	、病床転換支援金等及び老人保健拠出金